

○海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）（抄）

第六章 先進船舶の導入等の促進

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九 （略）

2 （略）

3 第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四十九号）第二条の許可	臨時船舶建造調整法施行規則（昭和二十八年運輸省令第四十二号）第二条及び第三条に規定する書類
臨時船舶建造調整法第四条第一項の承認	臨時船舶建造調整法施行規則第七条に規定する書類
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十二第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（先進船舶導入等計画の記載事項）

第四十二条の十 法第三十九条の十一第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 先進船舶導入等計画の認定により受けようとする支援措置
- 二 前号に掲げるもののほか、先進船舶導入等計画の実施に当たって特に留意すべき事項

（認定通知書）

第四十二条の十一 国土交通大臣は法第三十九条の十一第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により先進船舶導入等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、第十五号様式による認定通知書に第四十二条の九第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（先進船舶導入等計画の変更の認定申請）

第四十二条の十二 法第三十九条の十一第五項の規定により先進船舶導入等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第十六号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、当該先進船舶導入等計画の変更が第四十二条の九第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類をそれぞれ添付するものとする。

3 第四十二条の九第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（報告）

第四十二条の十三 法第三十九条の十八の規定による報告は、第十七号様式による報告書を、原則として認定先進船舶導入等計画の計画期間の経過後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

第七章 特定船舶の導入の促進

(特定船舶)

第四十二条の十四 法第三十九条の十九第一項の国土交通省令で定める船舶は、二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資するものとして船舶の区分ごとに国土交通大臣が定める構造、装置又は性能を有する船舶とする。

(特定船舶導入計画の認定の申請)

第四十二条の十五 法第三十九条の二十第一項の規定により特定船舶導入計画の認定を申請しようとする者は、第十八号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一 特定船舶導入計画の認定を申請しようとする船舶運航事業者等（法第三十九条の十九第二項第三号に規定する船舶運航事業者等をいう。）に関する次に掲げる書類

イ 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

- (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (2) 最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書

ロ 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

- (1) 定款又は寄付行為の謄本
- (2) 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

ハ 個人にあつては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
- (2) 資産調書

二 導入を行おうとする特定船舶に関する次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 当該特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者の住所及び氏名並びに事業基盤強化計画認定番号
- (2) 当該特定船舶に関する次に掲げる計画要目
 - (i) 用途
 - (ii) 総トン数
 - (iii) 載荷重量トン数
 - (iv) 主要寸法（長さ、幅及び深さ）
 - (v) 機関の種類、数及び連続最大出力
 - (vi) 航海速力
 - (vii) 航行区域
- (3) 建造計画に関する次に掲げる事項
 - (i) 船体の製造工場名
 - (ii) 使用予定船台の番号

- (iii) 当該特定船舶の製造番号
 - (iv) 起工、進水及び竣工の予定期日
 - (v) 建造契約価格及びその内訳
- ロ 一般配置図
 - ハ 製造仕様の概要を記載した書類
 - ニ 作業計画を記載した書類
 - ホ 当該特定船舶の使用計画を記載した書類
 - ヘ 当該特定船舶の建造に係る契約書の写し
- 3 第一項の場合において、法第三十九条の二十一の規定により法第三十九条の十二及び第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（前項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。
- 4 国土交通大臣は、申請者に対し、前三項に規定する書類のほか、特定船舶導入計画が法第三十九条の二十四第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（準用規定）

第四十二条の十六 第四十二条の十から第四十二条の十三までの規定は、特定船舶導入計画について準用する。この場合において、第四十二条の十中「第三十九条の十一第二項第五号」とあるのは「第三十九条の二十第二項第五号」と、第四十二条の十一第一項中「第三十九条の十一第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三十九条の二十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「第十五号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「第四十二条の九第一項」とあるのは「第四十二条の十五第一項」と、第四十二条の十二第一項中「第三十九条の十一第五項」とあるのは「第三十九条の二十第五項」と、「第十六号様式」とあるのは「第二十号様式」と、同条第二項中「第四十二条の九第二項各号」とあるのは「第四十二条の十五第二項各号」と、同条第三項中「第四十二条の九第三項」とあるのは「第四十二条の十五第三項及び第四項」と、「第一項」とあるのは「第四十二条の十六において準用する第一項」と、第四十二条の十三中「第三十九条の十八」とあるのは「第三十九条の三十五」と、「第十七号様式」とあるのは「第二十一号様式」と、「認定先進船舶導入等計画」とあるのは「認定特定船舶導入計画」と読み替えるものとする。

特定船舶導入計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

海上運送法第 39 条の 20 第 1 項の規定により、下記の特定船舶導入計画の認定を申請します。

記

1. 特定船舶の導入の目標及び内容
2. 実施体制
3. 計画期間
4. 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 特定船舶の導入計画の認定により受けようとする支援措置
6. 特定船舶導入計画の実施に当たって特に留意すべき事項
7. 先進船舶導入等計画の認定の特例を受けようとする場合にあつては、その内容等

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定船舶導入計画の認定通知書

第 年 月 日 号

殿

国土交通大臣 ⑩

下記による認定申請書及び添付書類に記載の特定船舶導入計画について、海上運送法第 39 条の 20 第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 認定した特定船舶導入計画の内容

別添のとおり。

（注意） この通知書は、大切に保存しておいてください。

特定船舶導入計画の変更の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の特定船舶導入計画について、下記のとおり変更したいので、海上運送法第 39 条の 20 第 5 項の規定により、認定を申請します。

記

1. 変更しようとする特定船舶導入計画の概要

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

2. 変更しようとする事項

3. 変更しようとする理由

4. 当該特定船舶導入計画の実施状況

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定船舶導入計画の実施状況に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の特定船舶導入計画の実施状況について報告します。

記

1. 特定船舶導入計画の概要

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

2. 報告に係る計画の期間

3. 特定船舶導入計画の認定により受けた支援措置

4. 特定船舶の導入の目標の達成状況

5. 実施した特定船舶導入計画の内容

6. その他留意すべき事項

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 根拠となる資料を別途作成の上、添付すること。